

具論はありませぬ。
 明治漁業法のもとに於ける
 地先水面慣行専用漁業権に
 反

は

之五本法によつても 共用漁業

権は従前の入会権の觀念に

よつて説明されたる

地先水面専用漁業権と実存は

全く同じである

けい、全くとあり、すすりけ

とも、同じであると考え

いい部分が、沢山とあり、すす

之五年法加明治漁業法のうちとて
 慣行的に地先水面を利用して
 漁業を管んぶおつた零細漁民
 の人達の生活をおびやかすこと
 についでだといふ批評
 が相寺に一般的になされた
 ところだといふ記憶はありませ
 んか。

え、その記憶はついでに
 之五年專峙の新規免許の良心か
 らいえは明治漁業法のもとは
 ちつと慣行的な漁業の良心と
 それ程大きな差はないにも



政新報印 九号の一

かかゆららず、零細漁民の生活と
 おびやかすといふ観念かゝりの
 批判が少なくて、学者の論文
 を見れば限りかゝり一般に
 ありたんにいふかゝりといふ
 気がかすんふすか、記憶ありか
 へか。

けい。
 むしう、立法事件の中へ、零
 細漁民の生産性を上げよう
 だといふふいふ立法事件
 にはいって、かゝりた。
 ちうふすか。

25

裁判所



学者のぼくもそれには対
 して経済学者の人の如き
 反対したといふ事なると
 さ記憶さ少し思ひ出し
 ました。
 それに建前と現実のギャップが
 あよんじやないんぶすか
 経済学者といふのは割と社会
 科学的にその割度かどうい
 う結果をもたらすがといふと
 さ分析した上ゝ適民のなが
 んずく慶調適民の生活さおひ
 かすくとにならんたといふと



257

き指摘してあるたんじやかん
るすか
さう点に
さうと
出しかわ
ちと

少なくともあがたの考えか
の五年の法改正後には

現時点の
少数過民の

保護の必要性が
少なくなつた

と解すの理由は
ない

ね
別に
ない

いわけの一部放棄を認め
た場合
に
さう
さう
弊害が
生
ず
く

より、又、証、之、百、を、され、き、た、る、
た、ぬ、
可、い、

233

それ、は、適、場、計、画、制、度、と、の、関、係、
に、
た、ぬ、

い、え、適、場、計、画、制、度、と、の、関、係、
に、
た、ぬ、

適、場、計、画、制、度、の、関、係、が、大、き、
な、部、分、に、お、い、さ、す、す、

さ、ら、に、は、か、ら、も、お、い、さ、す、す、

300

一、部、放、棄、た、り、か、適、業、計、画、制、度、
と、の、関、係、に、お、い、さ、す、す、
全、部、放、棄、た、り、と、さ、ら、に、種、の、弊、害、が、

なまいとお考えにたゞ根拠か
何かありませうか

けい、全部放棄され
場合に再び漁場訂通
る漁権を免許したし

ササ

漁場訂通さささ一是の漁業権
一是の組合員に帰属せよ

たぬに反りろんが観点から

ろろ漁業協同組合に帰属せし

めよのか相違だから

いろんが角度からの検討か

なされろん

第一種共同漁業権については
 本件（共同組合）の管理が
 どれ程 否きよかといくると
 さ 漁場計画を定めて、際に
 考慮に入れず
 し、かし一般的には申請が
 多く、それに対して痛害と
 優先順位によつて免除する
 といくると、下に示す
 ずの如く。
 ずか。現在の取扱いの実態は
 第一種共同漁業権に
 しては

302

奥体上、夫月組合と云く、考え
のものと月じに云くと云い
母

30

第一種漁業種の場合には、と云い
る組合に第一種夫月漁業種を
見許すきかには、いふ程
問題に云くと云い、わける
下か。

30

はい、関係地は民を、その組合
の中に、是の割合を合して
いよと云くとき、要件と
いふ事です。
それ、漁場と、その漁場の帰属



主体との関係が先程あつたか
 証ししかつたけれども
 地理的でも地理的でもない
 反その地の条件もけり
 けりけれども比較的明白た
 りいゝとに根拠あつた
 んふすか
 第一種につきまゝに
 いくとあること
 あつたの記憶ある
 面的に放棄したと
 どの位あつたか
 伴教として覚え
 寺例の
 適養種を全



307

漁業計画削減そのものの本業の趣

ありす。

さういふうちに記憶して

一環をひきいた。

あれは東京都の開発計画の

場合とといやがらんぶすか。

さほとんと喪失してしまつてい

それだけ漁場が漁場とつゝ価値

東京湾、名古屋湾の全部放棄、

は知つてありす。

漁業権の放棄があつたと

東京湾とか、名古屋湾がど

かかんけいれども、ソラソラ

308



旨はあり考慮されておられ
かた。

すい、適業法以外のものかと
思ひます。

さういふ開発計画などとの関係な

しに何等かの適業協同組合の

内部的理由によつて適業種放

業がなされたやうな事例は

ありませぬか。

さういふ地方公共団体の開発

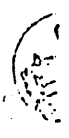
計画のほかには私企業との

関係による業契約した事例

も覚えておられますか。

○

○



300

全部放棄は不可なり
全部放棄はあり得ずが

あり得ずとあり得ずは同一なり

あり得ずとあり得ずは同一なり

311

漁業権の所轄官庁とそれから
埋立免許の所轄官庁とは異なる
かすね

はい

312

るるすすとは埋立免許庁に漁業
の調整上の観点から考慮して
るるすすとも
すね
すね



312

けい

あんまり期待できるか

ね、埋立見許存にまよ、酒業調整

上の考慮と、い、い、い

酒業調整と、い、い、い、酒業

法の尊管だと思、い、い、い

か

311

だから、あんまり期待できるか

埋立法に、い、い、い、考、え、い

べき事項だと考、え、い、い

か

311

埋立

けい、い、い、い、い、い、い、い



317

しかし適場調整上の観点から
すゝめ適業調整法は本来ならは
農林省水産庁にすすね

315

そとに全部放棄の場合にどう
いふ弊害があるか
くとの関係に下から適場をい
のりあつた部分から埋立てられ
しきつた場合にもソコを海の
パウンズをさくずして他の適業
種者に被害を及ぼすかと何
考えられしん
そとに
場合もあつるか

昭和二十九年九月一日

裁判所



と思ひます。

しかし、あつたため考へて、何

酒業権全部から丸ごと買ひ取

し、母の場合は、場合は、いかん

との前提として、故業として

し、場合は、場合は、酒業権

整の観点から、それを中心として

了り、続は、わけて、

現行法の場合

は、

くれは、届けて、繰り出すた

け、すね。

は、



3.15

その場合に、その漁業権が放棄さ
 れた範囲に埋立を認めようかどう
 か、埋立免許が判断すべくと
 り、また、その際、判断にあ
 たり、漁業調整上の観点をも
 そのほかに考慮しても、期待付
 けをしないにせよ、ありせんか。
 はい、期待はもっていませんが、
 放棄しても、直ぐ漁業権を
 免許すればよろしいわけでは
 ないです。

3.16

それだけしかがないんか、
 埋立法上、今エワク、その権限を



水産庁のほくをい
たしめんが
水産庁のほくは持ていめん

3二

水産庁のほくは持ていめん

はい

3二

埋まらうの範囲が広ければ

左のほくさう埋まの及ぼす周辺

の漁業に対する影響といふの

は大きいんじゃないんすか

大きいと思われず

さうすると漁業調整の観点

といてくるとさうしやせん

けれども一定の漁業場を対象



たゞ漁場の中のごく小部分だけ
 しか埋立たない。この場合には
 そう小部分の埋立にのみ被容
 力されほとんどもなく。と考
 えられよう。

けい

とらうか。漁業権の対象たる
 海域全体を埋立し、すなわち
 漁場の合には他の漁業権者の
 漁場に行かざる。相互に大きき弊
 害を及ぼすにやがたかと思
 う。ん、ふ、丁、け、れ、と、も、ね。
 そう場合、現行漁業法は漁業

政府特許 九号の一

裁判所



種々の関係に所管してある行政
庁に付して今エワケの権限を
認めるとかといわけふすか

そうすると一部放棄は全部

放棄は認められぬからなら
一部放棄を認めない積極的

な事柄としたりのけがないんじや
ないんふすか。今の事例を

想定して考えよと
埋立の場合を考えれば

両方共同じくとするさいや
す

ただ量的にいえばむしろ全部放棄の場合か大きい。むしろ全部埋込に属していえば。

はい。

ただ、放棄権を免許するときは、ときよかるときよいか、といふことと、いふべきか。

しかし、一部放棄の場合も、ときより、そのあとの対策か、とれない。

わけじやない。

寺故、細合、一部放棄を認め、

ソロンが、弊害を出てきた場合に

その弊害を今エマクす手段か



ないわけにすぎない。

はい。一部放棄されたものでも

放棄されたものを一部分に属

するわけには、弊害は防がれ

わけには、ないです。

それは、あつた。あつた。

355 適業法の三九条より規定は

あつた。あつた。

けい。

356

たとえ、代理人代理人の主張に

よれば、モザイク的、適業権の

一部放棄のなさを認めるは、ない

か、とりとくと、あつた。あつた。



351

裁判所 六号の一

わけなんだけれども、仮にモガ
 イケ的の形を放棄かまぬた
 場合には、適条法三九条の規是に
 ようて、母ともイ線に引きつら
 すとだけ、ひきわけを
 そろい、極端の場合を想定す
 れぬ。

そろ適条法三九条の取決し
 または、変更の規是をい
 ますのて。

そろ、
 変更の規是か、い
 変更か、へんて、い
 形にか

裁判所



351

そりる

三九条は行政庁の側からのア
クションとして適業権を取消す
条文をいさいます。

352

すかね。
いえいえ、三九条の規定によらなく
もといつくとを聞けてるん
すかね。
三九条の場合、第一三九条の規定に
よるといふことになり
ます。

たつた。そのほか、本条に適業権
上の内題を意起すといふ
場合、三九条の規定によら
ない。三九条の規定によら
ない。三九条の規定によら
ない。



300

どっちりにしても之を奈か見許に
 かがりしめられ趣旨とそれか
 ら之を奈の是めよ之を権限を
 認めたる趣旨とはちらも通
 茶調藝を月滑にすため権限
 とす之を奈に見許の権限を
 与えよといは之を奈を取消す爰
 更なとの権限を与えりるわけ
 あり
 けい。

最前段印 九号の一

そりすと自由に通茶権の変
 更を認めたる場合に之を
 ありしやったるなり
 率旨を

かたうすといへども 三九条か
あれはさねに十分に今エマク
るべき可能性は残りていふ
ぬ。

三九条の一項を適業に属す
る法令の規定に違反したと
して全部取消して新たに
免許しなすといふに充分
實際上に難いからうと思
ふ。

301
しかし先程よりなす
漁業権全体を放棄して全体
を埋てしすくるとなる。

355

又 それと同様を弊害をもた
 らずほとうたうたらぬ適業権
 変更をあれは三九条の手続を
 手エツクべきとしないか
 か
 それをすべきかと思ひます

何故をきかぬか
 くれは行政手続の区分と
 へ自発的に行つて規程を
 か、その場合には適業権者
 かのそのうきりな変更を
 といふといふはあまり問題に
 なるまいと思ひます

むしろ漁業法違反の实体に
付いたるときに、当該漁業権
を取消すか、とりか
るとか、三九条一項の問題だ
ろ、と、問うて、
三九条は、変更の規定がある
し、
付いた。

裁判長

307 法律解釈の論争には、付いた。
ろ、程度は、

被控訴人ら代理人(岡村)

300 付いた、ろ、程度は、終りにいたし



被控訴人ら代理人(言頭)

350 過業種者か休業下の場合、どう

い) 手続 ぶ下か
ただ届出 ぶ下ぬ

345 一定期間 みるの

340 そして一定期間を過ぎた場合

にそれにより裁判的行動から
ぶたりぶ下ぬ

335 一年経過後業それよりなる場合に

裁判所



本人遠か扇土たりはとう
にもなりうがいかう見許か
何かにしよいかういん
論議か起ったくと何がいん
か。

345

聞いてありせん。

それから全部放棄と一部放棄
の關係を全部放棄の場合に付
ては、いかじや見許か、きやとい
証言をいたす。

344

証人か、存知の範
ては、今までの証人か、
適民か、適業権か。



340

それはどくりりく寺例なんふか

礎かま道通業種う知象通業を

別う通業に爰良すまに肉通

しまりて爰良つ手続ふ何

345

どくりりか

記憶してまりまの何

官古の、岩手県う寺例ふひさ

いませ

ありませか

かまいませ

持つてしまの全部放棄してし
まうて新たに通業種骨を設
是だといくまな寺例か

最勝院印 九号の一



内題か大まかくできがたい
 もとう漁業権も放棄させて
 するて漁場計画を樹立して
 新たな見許の設け一たと
 いう事例をいひます
 だからそれならば内題が
 しつづけられともぬ
 するはけなくといわば
 内題に力をつけてい
 趣旨の漁業権者か勝ちに
 漁業権を放棄してし
 痛常考えられか
 加、埋込に閑遠した問題だ

と聞いていさか

今あがたか二百わいた

必要があうて一ぺん放棄して

別のといりのば当然考えられ

るし、あり得るとだろ

けれども今一部放棄と全部

放棄のプロセス、マイナスの関係を

証言にた全部放棄の

場合には云々というの何題の

中へは考えられも現実の

内題とてな起ったと何かに

走り得るといくとといくと

る下ね

埋まてられた場合、

埋まの場合を越えてはせすに、埋ま

ててしまえば、なまくらうとし

いすすか、うぬ。

ほかの人に新しく酒棧前さ

段是すよくと、たぶるき得まへし

ぬ。

さうして、はなぐて、プラスとマイ

ナス、ぶい、証、うな、さう、た、た、と

え、ば、A、酒、業、協、同、組、合、か、そ、ん、な

に、勝、手、に、捨、て、て、し、ま、う、な、ら、ば

B、酒、業、協、同、組、合、と、い、う、新、しい

う、を、作、ら、う、と、い、う、の、は、少、な、く、と

35

経験とてはなして
ええ、摸してみたらん
すか

見事りきせん

さるる漁業法の建前からい

ばるる問題にならるる

ふりな一部放棄は望ましく

いとりくるとふたね

それは埋まのたあるも望ま

かといとりくとふたね

けい。

さうすると漁業法の建前から

いりば埋まうたあるも金部

放棄は望ましくあるも

けい

同じ望きくたい全部放棄は
幾ら水産庁が望きくたい
とりても漁業協同組合が
五分の二は消して貰えな
あとは肩出だけ不足わ。

けい、肩出もいらがないかも

しれせん

同じく望きくたい休業が場合
ても漁場計画、漁業法の考えか
といるのは休業も望きくたい
いに決つていはずぬ。

けい



35

くわも届生たりふしぬ
けい

被控訴人ら代選入(決用)

35

八奈の四項にあつた通禁執行候規
則の効力要件としてあつた都道
府県知事ら認可とりりくの付
知事ら独立した権限であつたか
そはとも国の委託権限なんら
すか

国の機内委託事務、免許を

含みきりて機内委託事務

をいひます

35

といふことには、該通禁権者の



内部の關係地帯の一部の者だ

けに行儀権を限走して等障

てあつた場合け当然さうい

行儀権かあつたとは全務官存

加知つていよわけふすね

行儀規則といひますか

行儀規則の中へ

あつて得るといひます

355

るういり規是かあつてさらに

協同組合法にういり規定を

設けよとを認めいり規定か

あつたからと然さうい

行儀権かあつたとき前提



35-

と一た年続といふもめは金
 考えられつゝと解釈して
 いんいさひいんふすか
 請求に基く年続を合め
 してふすか

30-

けい
 とう場合にも認可の際
 審判要件に於てとす
 場合に漁業種の一部
 一部に於て減失を
 伴うるが如く
 場合に於ては
 当然として漁業行

侯規則の範圍に於けるわけ

から、知事から認め可なりか否か

と、いふにエツクか、

は、い、行、侯規則と変更す、際

に、変更すれば、

い、

300. そ、う、に、エ、ツ、ク、も、

と、い、知、事、か、

わけ、

は、い、

裁判長

300

先程の証、百の中、に、適、業、種、か、

更、の、手、続、と、い、

総、会、の、決、議、の



ほかに行使規則の変更を伴つて
 りよと思つてといつてとさ
 れたが、さうか、さうか、さうか、
 かい。

変更め、寺能には
 そつ適場の状態か、変じつて
 寺能、それによつて行使の
 方さ考えよ、きつてあつた。
 漁業種の変更といつて、
 大変更なくとも、さういふ
 それには行使規則さ、一度
 検討して改正す、さういふ
 厚いに至るのか、普通、
 厚い。

二五五校印 九号の一

裁判所

なりか。と申し上げられたる
それば事実さういふか
あつては。厚管されたりん
か。あつたか。存知り範囲内
に反。

船の知つてりる範囲埋立に
周す。事項さすか。先程も
議決。さす。たげれども。割合に
くとも。さす。りる。とも。りる。
か。い。さす。
水産庁の行政指導の方針と
なす。べく。さす。れ。とも。りる。



なるととき各都道府県に示して
いんふか
最近示しきいた

篠原 裁判官

35

適業区域の減縮を免許にかから
せたり。ほいかいといり考えら
たぬ。
これに結局適場計画制度から
みても免許にかからせたり
かいいいからといりか証する
た免許をしないかうた適業
区域を減縮しきいた
免許しきいたたのに適業しな

最高裁判所 九号の一



か
た
寺
良
一
部
放

系
一
た
と
い
く
と
き
に
反
と
う

い
く
介
エ
ワ
ク
ウ
方
法
か
お
い
か

し
ま
か
か

三
九
条
と
の
関
係
を
お
尋
ね
し
ま
す

法
律
上
ち
ま
う
と
か
い
と
思
ひ
い

寺
々

三
九
条
一
項
を
適
場
調
整
の
必
要
が

あ
る
と
き
は
適
業
権
に
変
更
と

か
取
消
し
と
か
を
す
と
か
お
い
ま

と
い
く
と
い
く
の
条
文
か
お
い

か
お
い
ま
と
う
関
係
は
ど
う

か
お
い
ま
と
う
関
係
は
ど
う



367

私共々今も、さういふの
 行政指導も、酒場とか酒業
 権者の内部に、いって十分
 やさしくしたと思つてあり
 ます。三九条とウ関係に
 ついて、実は考えたところか
 ら、さういふせんが、さう
 それから先程、三九条と一
 と、いふところ、原案を、お
 には、たとい、さういふ
 ら、これは、部内、刊行物、も、
 印刷物、と、して、
 何か、資料、に、載、つ、て、

及高裁印 六号の一

しよん

ほかの力ウに 移入されたり

いかいと思ひ 公刊マ

わたり印刷物に反

300

部内刊行物とあり

とすわ

けい

それから 水産庁に 改正に

対し資料を 刊行物と

出版してあり

中にもけい

たん

300

先程 行俟規則の 変更を行う

まゝにとりくまゝに最近の
と指導にたつていふ
くとたかぬ。

そのと指導にたつた
ふすか、一審の判決か
前から一審か、あとか
る。

ソヤ、くわむろ一審判決
後に、まゝ、各県から
内合せかといふた
さういふ判決か
といふとき紹介か
ら、まゝ、

371 逆訴 人々分厚知寺指定代理人(併)

今う壇之なわの場合に、適業種

の放棄を続とあゆませる行使

規則を要員すよとりうを続を

この寺外への第一審判決後に

さうりく)指導をすよとりく)

くとる)たぬ

はい

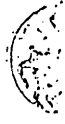
372 それ以前はさうりくを続は

必要か否いといく)水産存の

公式の見解たつたる)か

適業種廃止後に行使規則の

廃止を続を要すよのか



長崎県印 九号の一

311

とくは 照会に對し
それだけ不要と
思ふは 答を以て
答を以て 答を以て

道 業種を 寺
実之 故 業種を
母えは 業種を
行 侯 規則に
規則に 規則に
規則に 規則に
規則に 規則に
規則に 規則に

312

すせん
別記
別記

本 件 第 一 審 判 決
出 発 点
指 道 可 至 った

といるの付、さういふ判決か
出るよりも、大寺をとく
やるといふ趣旨をいふか

可い。

それとも、特にそれが必要であ
るという水産庁の見解か
変わったという趣旨をいふか

いいえ、之種類の判決かとい
うか、たつて、それを紹介
したか、青田月意判
決の趣旨を敷衍して、さう
いうに指道されたか、



37

さういふと云ふは、
之種類か、あつと云ふは、
いふと云ふは、
さういふと云ふは、

さういふと云ふは、
さういふと云ふは、
さういふと云ふは、
さういふと云ふは、

けい

37

さういふと云ふは、
さういふと云ふは、
さういふと云ふは、
さういふと云ふは、

さういふと云ふは、
さういふと云ふは、
さういふと云ふは、
さういふと云ふは、

さういふと云ふは、
さういふと云ふは、
さういふと云ふは、
さういふと云ふは、

さういふと云ふは、
さういふと云ふは、
さういふと云ふは、
さういふと云ふは、

けい

37

さういふと云ふは、
さういふと云ふは、
さういふと云ふは、
さういふと云ふは、

さういふと云ふは、
さういふと云ふは、
さういふと云ふは、
さういふと云ふは、

とにせしわけをすべし

けい

370

共同通業権に於て外業といふ
得べき事能ふ、實際上可なり

共同通業権は通民ならざる
も、之を以て之を以てするべし

共同通業権は新ちまると

考えられません

371

實際上は考えられません

了りかすく

控訴人(大分県知事代理人) (安部)

372 埋立の場合の通業権変更の取扱



についであなたは行使規則の
 変更手続もなされ、事例がある
 とおぼしき。また、一審
 判決後、我々が各県の知事に
 対して、照会を求めた際、これに
 あり、行政先例にない、本件に
 ついては、いいたくなく、たう、
 反対尋問も生じ、たう
 なる、百の、その例は、
 埋立の場合、適業権変更手続
 にあつて、行使規則もあつた
 といふ例は、ないといふ、回答
 金部、ある、た、記憶、す、

それ何提出してもいいん
らうか

それはいくるときを考
えてあな

たか埋まう場合に漁業
種変更

の年統すゝ場合に行候
規則の

ほりもあたらあなと
い

例かあゝだといのほ

とくいゝとろふすか

大阪府の例をい
ます

りう頃あゝるすか

時期は三四年前
にあり

しゝかちとけ
つき

覚えせん

大正昭和三十七年
の法改正以後

322

322



35

35

い、この、公有水面埋立のため
 の、適業権の放棄が、全国に、今
 まで、ど、が、経、た、ま、い、て、あ、る、か、
 水産庁、も、調、査、し、た、ん
 ぞ、ぞ、か、い、わ、か、ら、な、か、う、た、ん
 ぞ、ぞ、
 そ、う、す、と、一、ち、か、た、か、知、つ、て、い、
 の、は、大、阪、の、一、年、だ、け、ぞ、ぞ、ね、
 行、使、規、則、を、あ、た、つ、た、と、い、
 の、は、
 け、い、。

規、則、を、あ、た、つ、た、か、ら、行、使
 規、則、を、あ、た、つ、た、か、ら、行、使

裁
判
所

最高裁判所 九号の一

いつ知ってか
理内にては知りません

それから今までは取得された

漁業権を放棄して変更する

事例から問題にたつておる

かぬから漁業権があったと

今までの年限が来た

らるるに新たに漁場計画はと

らるるに漁場計画も結構

たつた漁場の計画も漁協の

勢力関係の立場の一部の人が

漁業権の免許申請を決議を

漁業権の免許申請を決議を

325

してもらうにたいが
 人教の占
 るさう決議か可決されたい
 といふ
 結局同じ
 今更
 であつた
 適業権を
 取得
 する
 べき
 ない
 わけ
 である
 といふ
 救済
 する
 べき
 である
 といふ
 適業法は
 考へて
 みる
 べき
 である
 といふ
 可い

どの
 一四
 条の
 四項
 の現
 定を
 考へ
 るに
 必要
 あり
 といふ
 こと

及第後即 九号の一



さいまへ。これ何共同漁
 業権にも適用されず
 ます。この者もつて組合を紐
 締して免許を申請すれば
 ばいいわけである。まへ
 いや。ふすから一部少数の人
 漁業権の免許申請かけないわけ
 です。ところが、総会を議案
 を出したら、この漁業権を
 漁業権の取得は、総会の特別決
 議かけます。それが否決
 されたら、この場合、ふすか

あつせん

ないすぬ

あつせん

320 被控訴人より代理人(吉岡)

320 適業権放棄と行使規則との関係

係る旨前記一件程通達か

何か生れたらとかあつせん

回答したるとかあつせん

お答えしたるとかあつせん

はい

300 くれは 乙第五六号証 之 生

あつせん 香川 知事 金子

あつせん 水産課長 あつせん

生されし 逋政部長の答
に力つたものも指して
すすね

すれは 逋業権を喪失させよに
つては とうすか とういふは
なく 逋業権の喪失した場
合に とうすか 本質か
喪失したといふ 相違 ない
たか

従つて 我々か 全として
内題に とうすか とういふ 逋業
権を 喪失させよと 場合



3二

にどうすまきかといくくと
 口少し論点かすれすすね
 さうして念にいてろろ通り
 石といさいすす
 ろろすまきと道業種を喪失させ
 るにいてろどうすまかといく
 くとにいてろ水産庁のけり
 不都道府県知事あてにお出し
 にくろたのり今回か初めて
 といくくとすすね

書面同意割戻さからめす
 具條約に指導したのが
 初めてるといさいすす

裁判所

3. 光程 適業法の改正経過を記す

した刊行物があつたとおもはれ
たか、どうか、いり、も、か

名前

適業基本対策史料

3. とうり、編さん、ふ、か

水産庁、ひ、さい、き、す

3. り、れ、わ、い、わ、ゆ、ま、部、内、刊、行、物、を、対、し

に、公、刊、さ、れ、た、資、料、と、い、う、と

に、か、い、わ、り、を、す、ね

けい

(以上 目高紙)



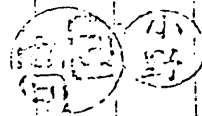
172

庭園高等裁判所第一 民事部

裁判所速記官

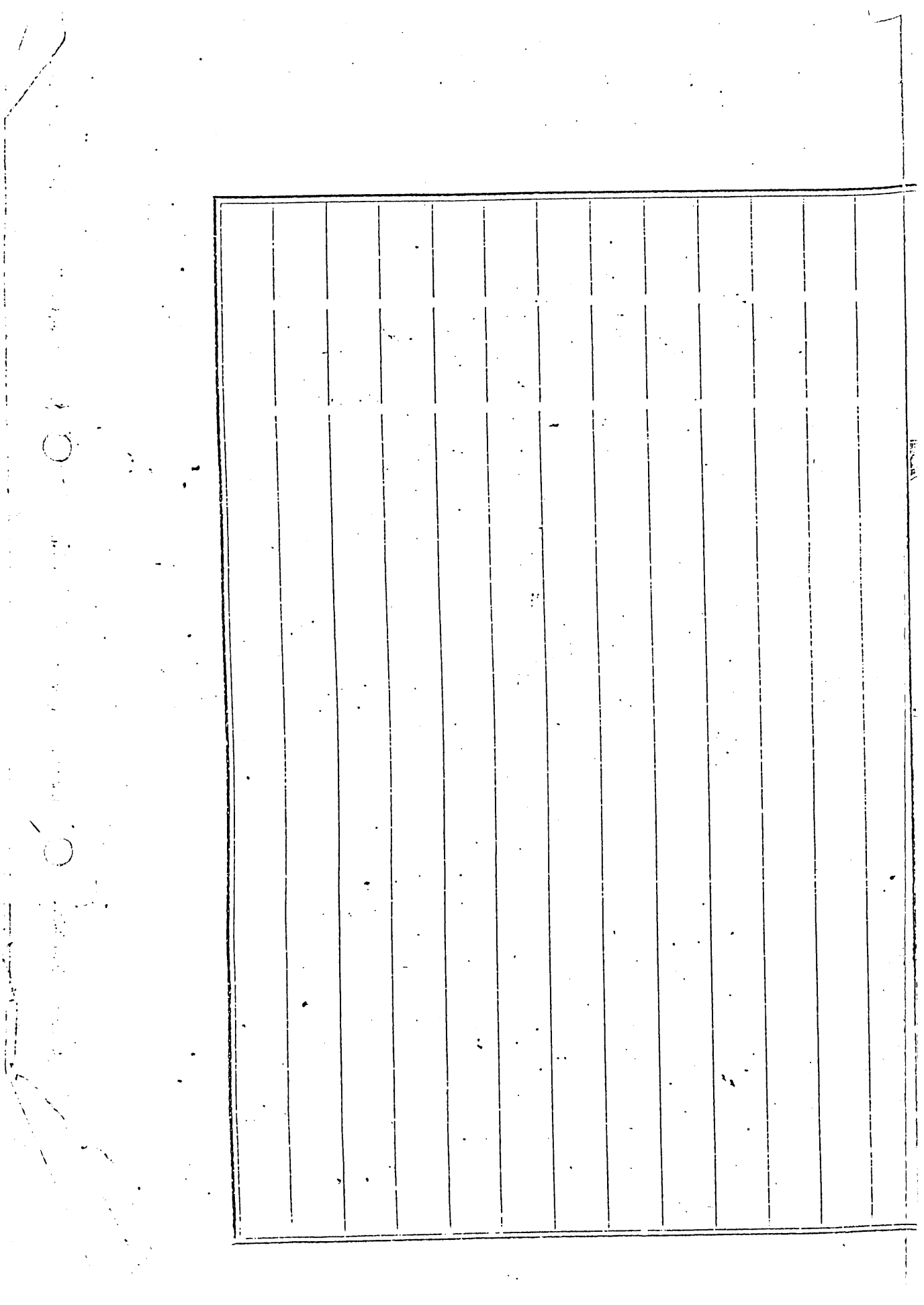
裁判所速記官

小野 幸枝
高純 雄



長岡裁判所 九号の一

裁判所



宣 誓 書

良心に従つて、ほんとうのことを申上げ
ます。知つてゐることをかくしたり、ない
ことを申上げたりなど決して致しませ
ん。
右の通り誓います。

浜本 幸十生